

安全報告書

令和 4 年 6 月 1 5 日

羽後交通株式会社

旅客自動車運送事業における安全にかかわる情報の公開について
(安全マネジメントに関する取組)

平成 1 8 年 1 0 月 1 日、運輸安全一括法の施行により道路運送法が改正されたことに伴い、「羽後交通株式会社安全管理規程（以下、安全管理規程という。）」を制定しました。

この安全管理規程第 1 7 条及び旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条の 7 第 1 項の規程に基づき、輸送の安全に関する情報について公表します。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
5. 輸送の安全に関する重点施策
6. 輸送の安全に関する計画
7. 事故、災害等に関する報告連絡体制
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
10. 輸送の安全に関する予算等の実績額
11. 安全統括管理者、安全管理規程
12. 処分内容、講じた措置等

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

羽後交通株式会社は、輸送の安全の確保が旅客運送事業の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次の通り「安全方針」を定めます。

安全方針

私たちは、お客様を安全・正確・快適に輸送するために、事故のない羽後交通を目指します。

このため、

- 1) 輸送の安全の確保が何よりも優先することを徹底します
- 2) 安全性向上のため絶えず PDCA サイクルを見直し、安全対策の確実な実施・改善に努めます
- 3) 安全に関する情報を積極的に公表します

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 令和 3 年度の目標の達成状況は以下のとおりです。

目標

- 「安全・正確・快適」の社是に則り、全従業員の安全意識向上に努める
- 事故発生件数ゼロを目指し、安全運転四原則の徹底を再認識させる
- 確実な車両点検と正確な点呼を実施する
- 健康管理とコロナ感染予防の徹底（マスク着用・手指消毒・うがい）

実績

有責事故発生件数（当方の過失が多い事故）に関して、令和2年度の発生件数は13件でしたが、令和3年度においても13件と同数の有責事故が発生しており、この内の2件が重大事故報告事案でした。なお、この事故によって1名の死者と1名の重傷者が発生しております。

これまでに、弊社は輸送の安全の確保を図るために様々な安全対策を講じるとともに、乗務員に対する指導教育を行って参りました。しかし、これらの事故が尊い人命を奪ってしまったこと、また重傷者を出してしまったことは誠に遺憾であり慙愧に堪えません。我々はこの度の事故を猛省し、今後二度と斯様な事故を起こすことがあってはならぬという決意を強く抱くとともに、社員教育にはこれまで以上に毅然とした態度で臨むことの重要性を感じております。そのため、事故に関する原因究明や分析を徹底的に行った上で再発防止に努めることが必須であると考え、現在この方針に沿って教育を実施しております。また、同様の指導教育は、今後も継続して行わなければならぬことだと考えております。

車両故障(国土交通大臣報告事案)発生に関しては、日常の車両保守点検や整備作業を適正に実施しながら車両運行をしておりますが、ドア開閉スイッチが中立状態だったことに起因する誤作動と思われる乗客の挟み込み事案が1件発生しております。そのため、直ちに全車両（ワンマン車両）のドア開閉スイッチの点検を実施して不良品については交換作業を行いました。また、これに限らずオーバーホールや定期点検作業時の車両の亀裂や腐食のチェックを入念に実施することで、事故の再発防止に努めていきたいと思っております。

従業員の健康管理等に関しては、これまで通り全ての者に健康診断の受診を義務付け、診断結果において診療や経過観察が必要だと判定された者には、関係医療機関での再受診を実施しております。また、睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査も継続的に実施し、運転士の乗務中の健康状態を起因とする事故の撲滅に努めております。「新型コロナウイルス」については、各職場においてマスクの着用、アルコールによる手指消毒や換気等の感染予防対策を取るとともに、出庫前の乗務員の検温や車内のアルコール消毒・換気、利用者へのマスク着用の呼びかけや運転席のビニールシートやアクリル板による隔離等を行うことで、できる限り安全な環境作りに努めました。「新型コロナウイルス」との向き合い方は今後の世情で様変わりして行くものと思われませんが、その都度決められた指針に従いながら出来る限りの対策を講じたいと考えております。また、日常の点呼で乗務員の健康状態や睡眠不足の有無等をしっかりと確認し、体調不良や異変等がある場合は、その事実を申告しやすい環境作りに努めることも継続して行っておりますが、今後も直面する事案には真摯に向き合う姿勢を日々積み重ねながら「安全・正確・快適」の社是に則った体制を取り続けていきたいと思っております。

（2）令和4年度の取組

令和3年度中に死亡事故を含めた重大事故報告事案が発生してしまったことを猛省し、今後二度と悲惨な事故を引き起こさぬことを肝に銘じるためにも、乗務員がハンドルを握る際は常に社是を念頭に入れ、初心に戻って安全輸送の構築に努めることを目標として掲げております。また「横断歩道における歩行

者の優先」(歩行者ファースト)の意識を乗務員に浸透させるため、運行前の点呼時には「歩行者ファースト」の文言を復唱宣言させることで、安全意識の向上と意識付けを図ります。さらに「安全運転四原則」を遵守し、安全を確実に確保するという自覚を強く持ち続けることに専念させたいと思います。そのため、車内マイクを有効に活用して声に出して乗客への注意喚起を行うことが、自らの思い込み運転防止に繋がるのだと乗務員の意識を改めさせ、安全運行の確立へつなげていきたいと考えております。同時に、点呼執行者は点呼時に乗務員に対して「信号の確認・標識の確認」を指示し、乗務員はこれを復唱することによって意識の向上を図るということを行いたいと思います。

また、「ヒヤリ・ハット情報」収集の取り組みは事故の再発防止・未然防止につながることであり、リスク管理の観点からも重要なことではあるものの、報告件数が不十分であったことが反省点となっていることから、まずは乗務員等がどんな些細なことでも報告しやすいよう間口を広げつつ、出来るだけ多くの情報収集をすることに努め、この情報に対策を講じた上で周知をしていきたいと思っております。

運転者を含む従業員の健康管理に関しては、今後も「新型コロナウイルス」との共生を見据えながら引き続き感染予防に徹した対策を取り続けることに努めるとともに、健康診断の受診と受診結果のフォローアップ、体調不良等を申告しやすい職場環境作り等も継続して行っていきたいと思っております。

目標

- 「安全・正確・快適」の社是に則り安全意識の徹底を図る
- 「安全運転四原則」による安全運行の確立
- 車内マイクの有効活用
- 健康管理とコロナ感染予防の徹底(マスク着用・手指消毒・うがい)

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数)

令和3年度の自動車事故報告規則第2条に該当する事故件数は3件でした。事故の内容別内訳は以下のとおりです。

事故の内容	件数	根拠規定
自動車事故	2件	3
車両装置の故障	1件	11
計	3件	

(参考)道路運送法第29条に基づき国土交通省に届出る事故

自動車事故報告規則

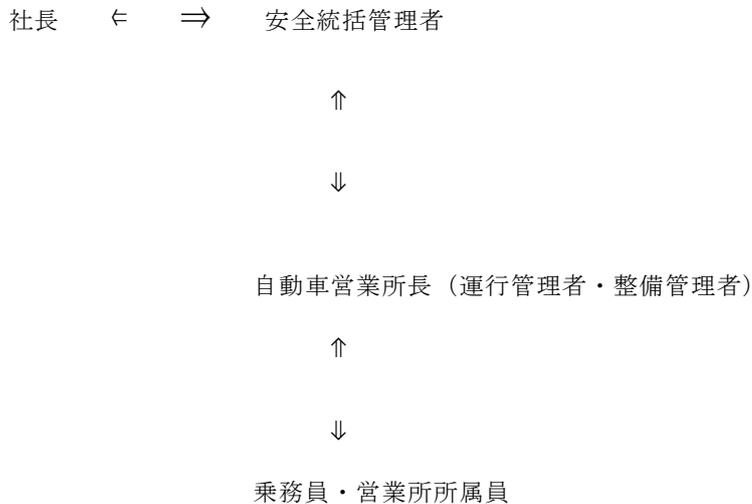
第2条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 1 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ)と衝突し、もしくは接触したもの
- 2 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの

- 3 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ)を生じたもの
- 4 10人以上の負傷者を生じたもの
- 5 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
 - イ 消防法(昭和三十二年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物
 - ロ 火薬類取締法(昭和三十五年法律第四十九号)第二条第一項に規定する火薬類
 - ハ 高圧ガス保安法(昭和三十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガス
 - ニ 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第四項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によって汚染された物
 - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - ト 道路運送車両の保安基準(昭和三十六年運輸省令第六十七号)第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物
- 6 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 7 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる障害が生じたもの
- 8 酒気帯び運転(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ)、無免許運転(同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。))又は麻薬等運転(同法第一百七条の二第三号の罪に当たる行為をいう。))を伴うもの
- 9 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- 10 救護義務違反(道路交通法第一百七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ)があったもの
- 11 自動車の装置(道路運送車両法(昭和三十六年法律第八十五号)第四十一条各号に掲げる装置をいう。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなったもの
- 12 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る)
- 13 橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和三十二年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設を含む。)を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- 14 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。))又は自動車専用道路(道路法(昭和三十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。))において、三時間以上自動車の運行を禁止させたもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣(主として指定都道府県等(道路運送法施行令(昭和三十六年政令第二百五十号)第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。))の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るものの場合にあっては、当該指定都道府県等の長)が特に必要と認めて報告を指示したもの

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

下記の組織図のとおりです。



5. 輸送の安全に関する重点施策

安全に関する方針に基づき、重点施策を以下のとおり定めています。

- 1) 関係法令及び安全管理規程の遵守に加え、乗務員服務規律に沿った教育を徹底して行う
- 2) 乗務前点呼時に「歩行者ファースト」遵守を復唱させ歩行者の安全を守る運転に徹することを宣言させる
- 3) 信号・標識の確認や乗客への注意喚起を含めた「口頭案内」は徹底して実施する
- 4) 継続して適正な内部監査を実施するとともに改善が必要とされる場合は早急にこれを指摘し措置すること
- 5) 点呼執行者と乗務員は、運行の安全を確保するために必要な指示と確認を確実にを行う

6. 輸送の安全に関する計画

具体的な取組については、以下のとおりです。

(1) 令和3年度の取組

- 1) 各営業所で年間計画として策定した「指導・監督の指針」に基づいた教育と地域性を考慮した教育を確実に行う
 - ・令和3年度も、前年度に続き営業所毎に地域性を考慮した各営業所独自の「社員教育計画」を立案し、通年してスケジュールに沿った指導を行うとともに、これと並行して国土交通省が定めた「指導及び監督の指針」に沿った指導も実施しております。また、運転士が感想文を提出し、指導する側はこの内容に目を通すことによって指導の浸透度合を確認するとともに、お互いのコミュニケーションを図ることに努めました。さらに実施した指導内容に関する報告を運行課が書面で受け取ってチェックし、その後これを安全統括管理者も確認することによって、本社と各営業間における指導内容に関する情報共有を行っております。

2) ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転教育を全乗務員に対して実施する

・ドライブレコーダーの使用については、記録された画像データを基にして個々の乗務員の運転動作や接客対応等を確認しつつ、事故が発生した際には発生過程の確認や原因の究明、苦情等があった際には接遇態度の確認を行う等、有効的且つ効果的に活用しております。また、自社において発生した事故のドライブレコーダーの映像をまとめたデータを作成してこれを全営業所へ配って視聴させることで、客観的な視点から乗務員自身に考えさせる教育を行っておりますが、このような教育指導は次年度も効果的に取込んでいきたいと考えております。

「なぜなぜ分析」・「ヒヤリ・ハット情報」に関しては、報告される件数がまだ少ないことが反省点となっております。しかしながら「なぜなぜ分析」の手法については各々が僅かずつ習得して来ている様子が見られることから、今後開催されるセミナー等に積極的に参加して学びながら更に効果的な手法を身に着けたいと計画しております。

また「ヒヤリ・ハット情報」については、収集に努めその情報を各営業所に提供したものの、内容・量ともに充分ではありませんでした。乗務員等からの口頭による報告も加味しながら、出来るだけ多くの情報収集を図ることに努め、寄せられた情報に対策を講じたより質の高い情報として周知し、事故の未然防止・再発防止につなげていきたいと思っております。

3) 内部監査は引き続き効果的に実施できるスケジュールプランを立案した上で実施する。

・内部監査については、前年度と同じ要員で実施したことによってこれまでに培ったスキルを活かしながら、チェックすべきポイントを把握した効果的な監査を実施しております。

監査を実施するに当たっては、監査チームによる事前ミーティングをあらかじめ綿密に行い、監査が最も効果的に行える11月中に監査日程のスケジュールに組み込んだ上で、全営業所における内部監査を実施しております。なお、適正な監査と評価を行ったところ、全ての監査内容に関して特別な問題点は見られませんでした。

4) 点呼の重要性を認識し、車内マイクの活用と口頭案内が安全運行につながることを理解し徹底を図る

・点呼において、運行管理者（補助者）は乗務員に対する厳正な点呼執行を実施し、その際に車内マイクを活用した口頭案内を行うことを指示していますが、残念ながら一部の乗務員については未だに声出しをためらう状態が認められます。この点については、ドライブレコーダーを活用した教育等を行う中で引き続き重点的に指導をしていきます。さらに、3年度は乗務中の思い込み運転・漫然運転を原因とする重大事故が発生したことから、今後はこれまで以上に点呼の重要性を認識し、乗務員に対しては思い込み運転・漫然運転を排除して注意喚起の意識を自覚するための声出し確認を徹底して行わせたいと思っております。

5) 健康診断の受診結果のフォローと、コロナ感染症等に関する万全な対策を継続して実施する

・令和3年度も、全国健康保険協会（協会けんぽ）による健康診断を全従業員が受診し、この検診結果に基づいた再受診や関係医療機関での治療等を行っております。さらに、SAS（睡眠時無呼吸症候群）受診者をピックアップしてスクリーニング検査を受診させるとともに、夜行乗務に就く運転士については年2回の検診も実施しております。また、全ての受診結果について産業医からの意見を伺いしつつ、協会けんぽに所属する保健師による電話や書簡での個人相談等も行いながら従業員の健康維持・増進に徹しました。コロナ感染症については、各々がワクチン接種を受けた上でマスクの着用や手指消毒等を行うことで対策に努め、車内についてもアルコールの設置・消毒・換気・運転席の隔離等を行う予防対策を講じました。

(2) 令和4年度の取組

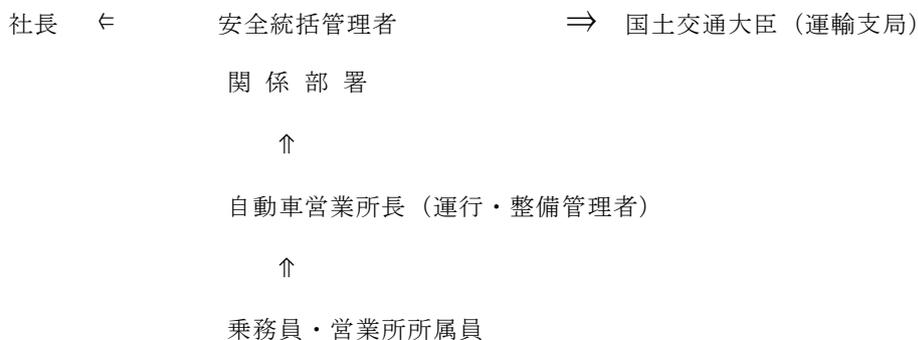
令和4年度の輸送の安全に係る具体的な取組み計画は、以下のとおりです。

- 1) 各営業所で年間計画として策定した「指導・監督の指針」に基づいた教育と地域性を考慮した教育を確実に行う
- 2) ドライブレコーダー記録を用い、運転操作や接客態度、口頭案内等を確認しながら運転士教育を実施する
- 3) 点呼執行場・休憩所等に注意喚起の掲出物を掲示してマイク案内の意識付けを徹底させる
- 4) 内部監査は、引き続き効果的に実施できるスケジュールプランを立案した上で実施する
- 5) 健康診断の結果のフォローと、ウイズコロナに向けた感染症対策は、継続して実施する

7. 事故、災害時に関する報告連絡体制

下記の組織図のとおりです。

- 1) 事故・災害時（以下事故等という）が発生した際は、自動車営業所長又は運行・整備管理者へ報告する。
- 2) 自動車営業所長又は運行・整備管理者は詳細を安全統括管理者及び関係部署へ遅滞なく報告する。
- 3) 安全統括管理者及び関係部署員は社長へ報告すると共に、自動車事故報告規則に定める事故等が発生した場合は、国土交通大臣（運輸支局）へ必要な報告又は届出を行う。
- 4) 事故等処理の詳細に関しては、別に定める自動車事故処理基準による。
- 5) 下記の組織図とする。



8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

令和3年度の具体的な取組については、以下のとおりです。

○安全統括管理者による教育

・安全統括管理者は、営業所毎に提出される報告書で指導教育が計画に沿って滞りなく進められていることの確認をするとともに、経営トップである社長と一緒に夏期巡回指導や年末年始の輸送安全総点検を実施した際に、日頃から安全を確保し続けるために必要な取組みや心構えをしておくことがどれだけ重要であるかを、所長・運行管理者（補助者）・整備管理者（補助者）等を含む全ての所属員に対して口頭で訓示しました。

○運転士選任前研修

- ・新人運転士8名に対して実施しました。（各約1ヶ月～3ヶ月の期間）

○運転士選任後研修

- ・随時添乗指導を実施しております。（各営業所担当官・運行課運転指導員による）

○緊急時の対処要領研修

- ・弊社で実施されたバスジャック対応訓練（令和3年11月30日、秋田県警・秋田県バス協会・バス協会加入バス会社が合同で実施）の中で重大事件や災害が発生した際の対応の方法や緊急連絡網沿った伝達方法等についての確認を行いました。

（※地震・津波防災訓練はコロナウィルス感染者発生のため中止となった）

- ・営業所毎に車両事故や災害・火災等を想定した訓練を行い、参加した乗務員等は消火器や発煙筒を用いた訓練を実践するとともに、車両の非常用ドアの操作要領等を改めて確認するため実際に開閉しながら緊急時における乗客の脱出や避難誘導についての訓練を行いました。

○運行管理者・整備管理者等に対する研修

- ・NASVA（自動車事故対策機構）が主催する運行管理者一般講習、運輸安全マネジメントに係る一部セミナー等は受講出来ましたが（ガイドラインセミナー・リスク管理セミナー）、その他のセミナーは令和3年度も新型コロナウイルス感染症予防の観点から軒並み中止となっしまい未受講となっております。なお、各営業所における運行管理者・補助者、整備管理者・補助者等に対する指導教育は定期的に実施されており、その都度本社に報告書が送付され内容のチェックを受けております。

さらに各種会議体、営業所巡回指導の中でも安全統括管理者による指導が実施されております。

○適性診断の受診

- ・初任診断5人、一般診断32人、適齢診断16人が受診しました。

○安全運転研修

- ・安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）で実施された「旅客自動車運転者バス4日間課程」を運転士1名が受講し、この中で体験・学習して来たことを日常業務の中に反映させております。

9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

- ・安全管理規程第15条に基づいた令和3年度営業所内部監査を、内部監査リーダー主導の下で内部監査員によって令和3年11月17日～11月19日の間に全営業所において実施致しました。

この内部監査の過程で監査員は保存されている書類精査の他、所属長や運行管理者等の各人に対するヒアリングを実施し、それらの内容と結果に是正改善等の措置が必要であると判断した点は、直ちにこれを指摘して改善要請を行いました。

なお、この監査の結果は終了後速やかに安全統括管理者に報告されるとともに、経営トップである社長へも報告され承認を得ております。

また、社長（経営トップ）に対する内部監査は、令和4年1月28日に安全統括管理者立ち会いの下内部監査リーダーと内部監査員によるインタビュー形式で実施致しました。この監査において、経営トップの立場としての安全管理に対する意識の有り方、それらの向上に向けた取り組みや考え方等についての確認を致しました。

この度の監査で改善が求められた事項については直ちに是正を図るとともに、今後も我が社の運輸安全マネジメントのスパイラルが継続的に向上して行くように、日々努力を重ねて参りたいと思います。

10. 輸送の安全に関する予算等の実績額

令和3年度の輸送の安全に関する実績額は以下のとおりです。

車両の整備（バス購入費を含む）	247,135,605円
運行管理機器の整備及び保守	2,240,211円
指導教育及び研修に係る費用	26,917円
安全運行対策費用	334,866円
停留所設備の整備	1,665,610円
計	251,403,209円

11. 安全統括管理者、安全管理規程

羽後交通株式会社社長は、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規程により、以下のとおり安全統括管理者を選任しています。

選任

氏名	役職	期間
小原 康造	専務取締役	平成20年6月1日～現在に至る

安全管理規程は、別紙参照

12. 処分内容、講じた措置等

別紙のとおり

道路運送法等関係法令違反に対する命令書等の 交付について（改善報告）

令和03年09月03日、東北運輸局秋田運輸支局より下記の当社自動車営業所に対する「車両の使用停止命令等」が交付されましたが、これに関する改善措置についてご報告致します

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：羽後交通株式会社 取締役社長 齋藤 善一
(法人番号：6410001008788)
秋田県横手市前郷二番町4番地10号

営業所：本荘営業所
秋田県由利本荘市肴町45番地

2. 行政処分等年月日 令和03年08月27日

3. 行政処分等の概要

- (1) 事業用自動車の使用停止処分（10日車）
令和03年09月03日から令和03年09月07日（2両×5日）
- (2) 文書警告

4. 監査の端緒

令和03年04月19日、当該営業所の乗合バスが秋田県由利本荘市の国道7号において歩行者を撥ねる死亡事故を発生させたことを受け、同年04月27日に東北運輸局及び秋田運輸支局が監査を実施

5. 違反の概要

- (1) 事業用自動車の使用停止処分
 - ① 運転者に対する指導監督違反
(旅客自動車運送事業運輸規則 第38条 第1項)
- (2) 文書警告
 - ① 運転基準図の作成義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則 第27条 第1項)

6. 改善等について

- (1) 違反内容に関して命じられた休車・業務改善は、法令の定めるところによりすで
に実施しております

安全方針等
教育・訓練計画書

「輸送の安全に関する計画(指導教育計画)」

輸送の安全に関する重点施策、第4条1項各号に従い令和4年度の計画を下記の通りとする。

1. 年間スケジュール

	教育実施対象者		教育担当者	実施場所	備考
	運転士	運行管理者等			
4月	春の全国交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	※ 事業用自動車を運転する場合の心構え
			各営運行管理者	各営業所内	
	高速・貸切研修		事業本部運行課	本社及び現地	
5月			各営運行管理者	各営業所内	※ 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
		整備管理者選任前研修	運輸支局専門官	指定会場	
6月	車内事故防止		各営運行管理者	各営業所内	※ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
		運行管理者基礎講習	事故対策機構	指定会場	
7月	夏の交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	※ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
			各営運行管理者	各営業所内	
	経営トップの巡回指導	所長会議 経営トップの巡回指導	事業本部 社長・安全統括管理者	本社 各営業所内	
8月			各営運行管理者	各営業所内	※ 飲酒運転追放県民運動強調期間 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況
		整備管理者選任前研修	運輸支局専門官	指定会場	
9月	秋の全国交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	※ 安全性の向上を図るための装置を備える 事業用自動車の適切な運転方法
			各営運行管理者	各営業所内	
		運行管理者一般講習	事故対策機構	指定会場	
10月			各営運行管理者	各営業所内	※ 運転者の運転適性に応じた安全運転
		所長会議	事業本部	本社	
11月			各営運行管理者	各営業所内	※ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
		内部監査	内部監査チーム	各営業所内	
	運転士適性診断	運行管理者基礎講習	事故対策機構	指定会場	
12月	年末の交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	※ 飲酒運転追放県民運動強調期間 健康管理の重要性
			各営運行管理者	各営業所内	
		所長会議 輸送安全総点検	事業本部 運輸支局専門官	本社 対象営業所	
		経営トップの巡回指導	社長・安全統括管理者	各営業所内	
1月			各営運行管理者	各営業所内	※ 無事故運転士表彰
2月	緊急時の対処要領		各営運行管理者	各営業所内	※ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
		整備管理者選任前研修	運輸支局専門官	指定会場	
3月			各営運行管理者	各営業所内	※ 非常時の誘導と消火器等の取扱い指導。
		所長会議	事業本部	本社	
	高速・貸切研修		事業本部運行課	本社及び現地	

- 事故処理委員会開催時は、同時に輸送安全マネジメント委員会を開催し、事故及び飲酒運転の防止等輸送の安全について総体的に検討する。
- 運転士を採用した場合は、事業本部運行課にて新人教育を行う。
- 各営業所では、事故警報及び各種通達があった場合の他、適時運転士に対し安全指導教育を行う。
(備考欄の※印の指導内容を遵守教育)
(年間を通じたドライブレコーダーの記録を活用した安全運転の指導及びヒヤリ・ハット体験等の共有)
- 重大事故惹起者(第1当事者)への教育は、事業本部運行課及び運転士所属営業所の運行管理者が行う。
その他の事故惹起者への教育は閑散期に計画し事業本部運行課にて行う。
- 各営業所の運行管理者は、適性診断結果を基に個人面談指導を行う。
- その他、事業本部運行課による巡回指導及び添乗指導を随時行う。

羽後交通株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條及び第二十二條の二の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

- 2 安全統括管理者は、運行・整備管理者及び自動車営業所長に対して、輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。
- 3 自動車営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属員に対し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を

解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

平成18年10月 1日より施行する。

一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報について

(2022年4月1日現在)

主たる事務所住所

秋田県横手市前郷二番町4番地10号

事業者名

羽後交通株式会社

(会社設立年度 1916年度)(一般貸切旅客自動車運送事業許可年度1951年度)

代表者氏名・役職

取締役社長 齋藤 善一

横手営業所

○保有車両に関する情報

	車両数 (両)	年式(西暦)		ドライブレコーダー 搭載車両導入 台数(台)	デジタル式運行記録計 搭載車両導入 台数(台)	ASV 搭載車両導入 台数(台)	主な運行の態様
		最古	最新				
大型	1	2016年	2016年	1	0	1	観光輸送(昼間)
中型	1	2006年	2006年	1	0	0	学校等送迎
小型	0						
任意保険等の加入状況(補償額)		対人保険	無制限	貸切バス事業者安全性評価認定		★★★	
		対物保険	無制限				

○人員体制に関する情報

運転者	正規(人)	正規雇用以外(人)	合計(人)		
		7	10	17	
社会保険等 加入者(人)	健康保険(人)	厚生年金(人)	労災保険(人)	雇用保険(人)	
	17	15	17	17	
運行管理者(人)	5	運行管理補助者 10			
整備管理者(人)	1	整備管理補助者 14			

一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報について

(2022年4月1日現在)

主たる事務所住所

秋田県横手市前郷二番町4番地10号

事業者名

羽後交通株式会社

(会社設立年度 1916年度)(一般貸切旅客自動車運送事業許可年度1951年度)

代表者氏名・役職

取締役社長 齋藤 善一

湯沢営業所

○保有車両に関する情報

	車両数 (両)	年式(西暦)		ドライブレコーダー 搭載車両導入 台数(台)	デジタル式運行記録計 搭載車両導入 台数(台)	ASV 搭載車両導入 台数(台)	主な運行の態様
		最古	最新				
大型	2	2014年	2018年	2	0	2	観光輸送(昼間)
中型	1	2006年	2006年	1	0	0	学校等送迎
小型	0						
任意保険等の加入状況(補償額)		対人保険	無制限	貸切バス事業者安全性評価認定		★★★★	
		対物保険	無制限				

○人員体制に関する情報

運転者	正規(人)	正規雇用以外(人)	合計(人)		
		10	10	20	
社会保険等 加入者(人)	健康保険(人)	厚生年金(人)	労災保険(人)	雇用保険(人)	
	20	19	20	20	
運行管理者(人)	4	運行管理補助者3			
整備管理者(人)	1	整備管理補助者6			

一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報について

(2022年4月1日現在)

主たる事務所住所

秋田県横手市前郷二番町4番地10号

事業者名

羽後交通株式会社

(会社設立年度 1916年度)(一般貸切旅客自動車運送事業許可年度1951年度)

代表者氏名・役職

取締役社長 齋藤 善一

大曲営業所

○保有車両に関する情報

	車両数 (両)	年式(西暦)		ドライブレコーダー 搭載車両導入 台数(台)	デジタル式運行記録計 搭載車両導入 台数(台)	ASV 搭載車両導入 台数(台)	主な運行の態様
		最古	最新				
大型	2	2017年	2018年	2	0	2	観光輸送(昼間)
中型	0						
小型	0						
任意保険等の加入状況(補償額)		対人保険	無制限	貸切バス事業者安全性評価認定		★★★	
		対物保険	無制限				

○人員体制に関する情報

運転者	正規(人)	正規雇用以外(人)	合計(人)	
		18	13	31
社会保険等 加入者(人)	健康保険(人)	厚生年金(人)	労災保険(人)	雇用保険(人)
	29	29	31	31
運行管理者(人)	5	運行管理補助者 5		
整備管理者(人)	1	整備管理補助者 8		

一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報について

(2022年4月1日現在)

主たる事務所住所 秋田県横手市前郷二番町4番地10号

事業者名 羽後交通株式会社

(会社設立年度 1916年度)(一般貸切旅客自動車運送事業許可年度1951年度)

代表者氏名・役職 取締役社長 齋藤 善一

角館営業所

○保有車両に関する情報

	車両数 (両)	年式(西暦)		ドライブレコーダー 搭載車両導入 台数(台)	デジタル式運行記録計 搭載車両導入 台数(台)	ASV 搭載車両導入 台数(台)	主な運行の態様
		最古	最新				
大型	1	2017年	2017年	1	0	1	観光輸送(昼間)
中型	2	2015年	2015年	2	0	0	学校等送迎
小型	5	2005年	2021年	5	0	4	学校等送迎
任意保険等の加入状況(補償額)		対人保険	無制限	貸切バス事業者安全性評価認定		★★★	
		対物保険	無制限				

○人員体制に関する情報

運転者	正規(人)	正規雇用以外(人)	合計(人)	
		6	8	14
社会保険等 加入者(人)	健康保険(人)	厚生年金(人)	労災保険(人)	雇用保険(人)
	14	13	14	14
運行管理者(人)	4	運行管理補助者 3		
整備管理者(人)	1	整備管理補助者 6		

一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報について

(2022年4月1日現在)

主たる事務所住所

秋田県横手市前郷二番町4番地10号

事業者名

羽後交通株式会社

(会社設立年度 1916年度)(一般貸切旅客自動車運送事業許可年度1951年度)

代表者氏名・役職

取締役社長 齋藤 善一

本荘営業所

○保有車両に関する情報

	車両数 (両)	年式(西暦)		ドライブレコーダー 搭載車両導入 台数(台)	デジタル式運行記録計 搭載車両導入 台数(台)	ASV 搭載車両導入 台数(台)	主な運行の態様
		最古	最新				
大型	5	2010年	2015年	5	0	4	観光輸送(昼間)
中型	1	2018年	2018年	1	0	1	観光輸送(昼間)
小型	0						
任意保険等の加入状況(補償額)		対人保険	無制限	貸切バス事業者安全性評価認定		★★★	
		対物保険	無制限				

○人員体制に関する情報

運転者	正規(人)	正規雇用以外(人)	合計(人)		
		23	12	35	
社会保険等 加入者(人)	健康保険(人)	厚生年金(人)	労災保険(人)	雇用保険(人)	
	35	35	35	35	
運行管理者(人)	4	運行管理補助者 5			
整備管理者(人)	1	整備管理補助者 8			

一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報について

(2022年4月1日現在)

主たる事務所住所

秋田県横手市前郷二番町4番地10号

事業者名

羽後交通株式会社

(会社設立年度 1916年度)(一般貸切旅客自動車運送事業許可年度1951年度)

代表者氏名・役職

取締役社長 齋藤 善一

宮城営業所

○保有車両に関する情報

	車両数 (両)	年式(西暦)		ドライブレコーダー 搭載車両導入 台数(台)	デジタル式運行記録計 搭載車両導入 台数(台)	ASV 搭載車両導入 台数(台)	主な運行の態様
		最古	最新				
大型	4	2014年	2017年	4	0	4	観光輸送(昼間)
中型	0						
小型	1	2008年	2008年	1	0	0	観光輸送(昼間)
任意保険等の加入状況(補償額)		対人保険	無制限	貸切バス事業者安全性評価認定		★★★	
		対物保険	無制限				

○人員体制に関する情報

運転者	正規(人)	正規雇用以外(人)	合計(人)		
		6	0	6	
社会保険等 加入者(人)	健康保険(人)	厚生年金(人)	労災保険(人)	雇用保険(人)	
	6	6	6	6	
運行管理者(人)	2	運行管理補助者1			
整備管理者(人)	1	整備管理補助者2			